

毎週火、金曜日発行（但休日に行なうときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次
◇条例 鳥取県税条例の一部改正

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十一年四月三十日

鳥取県知事 遠

藤 茂

鳥取県条例第二十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 県が課する固定資産税（第二百二十九

条―第三百三十五条）」を、

「第十節 県が課する固定資産税（第二百二十九条―第三百三十五条）」

第三章 目 的 税

第一節 軽油引取税（第二百三十六条―第二百五十三条）」

に改める。

第三条を次のように改める。

（県税として課する税目）

第三条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。

一 普通 税

県 民 税

事 業 税

不動産取得税

県たばこ消費税

娯楽施設利用税

遊興飲食税

自動車税

鉦 区 税

狩 獵 者 税

県が課する固定資産税

二 目 的 税

軽油引取税

第五条第一項に第二号として次の一号を加え、第二号中「第百十六条第三項」を「第百十六条の二」に改め、同号を第三号とする。

二 県たばこ消費税に係る徴収金の賦課徴収に関する事項

第八条第二項第二号を次のように改める。

二 申告納付に係る徴収金にあつては、申告納付すべき日における主たる事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下「寮等」という。）の所在地

第十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条に第二項として次のように加える。

2 法第四十八条第三項の規定によつて個人の県民税とあわせて徴収した個人の市町村民税に係る市町村の徴収金で納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係るものがあるときは、当該過納又は誤納に係る市町村の徴収金を県の徴収金とみなして当該納税者又は特別徴収義務者の未納に係る徴収金に充当する。

るものがあるときは、当該過納又は誤納に係る市町村の徴収金を県の徴収金とみなして当該納税者又は特別徴収義務者の未納に係る徴収金に充当する。

第二十一条中「遊興飲食税及び狩獵者税」を「遊興飲食税、狩獵者税及び軽油引取税」に、「個人の県民税及び遊興飲食税」を「個人の県民税、遊興飲食税及び軽油引取税」に、「事務所又は事業所を有しない場合」を「事務所、事業所又は寮等を有しない場合又は有しなくなつた場合」に改める。

第二十三条第二項中「娯楽施設利用税又は遊興飲食税」を「娯楽施設利用税、遊興飲食税又は軽油引取税」に改める。

第二十五条第三項中「十日」を「十五日」に改める。

第二十九条第一項第四号を次のように改める。

四 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は代理人の定のあるもの。

第三十七条の二第三号中「還付」を「還付し、又は充

当」に改め、第四号中「還付」を「還付し、又は充當」に改め、「還付加算金」の下に「又は充當加算金」を加える。

第四十六条第三項を削る。

第五十条第一項第五号中「第六項」を「第五項」に改める。

第七十八条を次のように改める。

（娯楽施設利用税のみなす課税等）

第七十八条 前条各号に掲げる施設（以下「施設」という。）の利用について利用料の定がある場合において、その利用料金の全部又は一部を支払わないで利用したときは、公務又は業務による場合を除く外、その利用料金の全額を支払つたものとみなして娯楽施設利用税を課する。

2 施設の経営者若しくはその施設を借り受けた者その他何らの名義をもつてするを問わず、これらの者とみなすべき者（以下「経営者等」という。）が施設の利用について、利用料の定を設けず、且つ、利用料金を徴収しないで利用させた場合においては、施設の借受料金その他これらの施設を利用させるために要した経費を支出すべき者を利用者と、これらの経費を利用料金の総額とみなして娯楽施設利用税を課する。但し、知事の承認を受けたものについては、この限りでない。

3 前項但書の承認を受けようとする経営者等は、施設の経営を開始しようとする日又は施設を借り受けようとする日前五日までに次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 経営者等の住所及び氏名又は名称

二 経営施設又は借り受けた施設の所在地及び名称

三 施設の種類、構造及び設備の概要

四 経営期間又は施設の借受期間

五 施設の借受料の見込額

六 施設の利用目的及び利用料金を定めない事由

七 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

4 施設を借り受けようとする者が前項の規定によつて提出すべき申請書には当該施設の経営者の連署を必要とする。

5 まあじやん場、たまつき場、パチンコ場その他総理府令で定める施設の利用に対しては、前条の規定にかかわらず、当該施設に係る利用物件の数量等を標準とし、当該施設の経営者を利用者とみなして娯楽施設利用税を課する。

第七十八条の次に次の一条を加える。

(娯楽施設利用税の非課税)

第七十八条の二 学校教育法(昭和二十三年法律第二十六号)第一条に規定する学校の学生、生徒、児童又は幼児がスケート場の施設を利用する場合においては、当該利用に対しては娯楽施設利用税を課さない。

第七十九条第二項中「又は児童」を「、児童又は幼児」に、「施行令第四十条に規定する」を「知事の定める」に改め、同条第三項中「前条」を「第七十八条第五項」に改める。

第七十九条の二を削る。

第八十条但書を次のように改める。

但し、第七十八条第二項の規定に該当する場合においては申告納付、同条第五項の規定に該当する場合においては普通徴収の方法による。

第八十一条第一項を次のように改める。

第八十一条 娯楽施設利用税の特別徴収義務者は、経営者等(第七十八条第二項及び第五項の規定に該当する者を除く。)とする。

第八十二条第一項中「前条第一項の規定によつて特別徴収義務者として指定された者は、施設の経営を開始しようとするとき、又は施設を借り受けようとする日前七日」を「前条第一項の規定によつて特別徴収義務者となるべき者は、施設の経営を開始し、又は施設を借り受けようとする日前五日」に改める。

第八十三条を次のように改める。

(みなす課税に係る申告)

第八十三条 第七十八条第二項の規定によつて娯楽施設利用税の納税者となるべき者は、施設を利用せようとする日前五日までに次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。申告をした事項に変更を生じた場合においては、変更に係る事項について、その変更を生じた日から五日以内に申告書を提出しなければならない。

一 経営者等の住所及び氏名又は名称

二 経営施設又は借り受けた施設の所在地及び名称

三 施設の種類、構造及び設備の概要

四 経営期間又は施設の借受期間

五 施設の借受料の見込額

六 施設の利用目的及び利用料金を定めない事由

七 前各号に掲げるものの外、知事において必要があることを認める事項

2 第七十八条第五項に規定する施設の経営者は、その

経営を開始しようとする日前五日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に当該営業について営業許可を要するものにあつては許可証の写を添付して知事に提出しなければならない。申告をした事項に変更を生じた場合においては、変更に係る事項について、その変更を生じた日から五日以内に申告書を提出しなければならない。

一 経営者の住所及び氏名又は名称

二 施設の所在地及び名称

三 施設の種類及び利用物件の数量

四 施設の利用料金

五 施設の構造及び設備の概要

六 経営開始の年月日

七 従業者数

八 前各号に掲げるものの外、知事において必要があることを認める事項

3. 前項の経営者がその経営を廃止した場合においては、その廃止した日から三日以内に、廃止した日及びその

旨を知事に届け出なければならない。

第八十四条第一項中「施設の経営者等」を「娯楽施設利用税の特別徴収義務者」に改め、同条第二項、第三項及び第四項中「経営者等」を「娯楽施設利用税の特別徴収義務者」に改める。

第八十五条及び第八十六条中「経営者等」を「娯楽施設利用税の特別徴収義務者」に改める。

第八十七条第二項但書を次のように改める。

但し、その施設の経営を廃止した場合においては、その廃止した日から三日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべき娯楽施設利用税について、これを申告納入しなければならない。

第八十八条を次のように改める。

(娯楽施設利用税の申告納付)

第八十八条 第八十条但書の規定によつて娯楽施設利用税を申告納付すべき納税者は、毎月十五日までに前月一日から同月末日までの期間中における経営又は施設の借受に係る娯楽施設利用税の課税標準額及び税額に

ついて、第二十二号様式による申告書を知事に提出し、及びその税額を納付書によつて納付しなければならない。但し、その経営を廃止し又は施設の借受期間が終了した場合においては、その廃止し又は終了した日から三日以内に、廃止し又は終了した日までの娯楽施設利用税について、これを申告納付しなければならない。

第八十八条の次に次の四条を加える。

(娯楽施設利用税の賦課の方法)

第八十八条の二 第八十条但書の規定によつて課する娯楽施設利用税は、毎月一日から同月末日までの期間のものをもその翌月において課する。但し、経営を廃止した場合においては、第八十八条の四但書に規定する届出期限経過後直ちに課する。

2 前項の場合における課税標準とすべき利用物件の数量は、その月の一日におけるものとする。

3 月の中途において経営を開始し若しくは廃止した場合又は利用物件の数量に増減があつた場合における課

税標準とすべき利用物件の数量は、前項の規定にかかわらず、経営期間中の各日における利用物件の数量を合計した数量をその月の日数で除して得た数量とする。

(娯楽施設利用税の納期)

第八十八条の三 第八十条但書の規定によつて課する娯楽施設利用税の納期限は、賦課した月の二十日とする。但し、前条第一項但書の場合又は特に必要がある場合においては、知事は、別に納期を定めることができる。

(娯楽施設利用税の賦課徴収に関する申告義務)

第八十八条の四 第七十八条第五項に規定する施設の経営者は、毎月一日から同月末日までの期間中における利用物件の数量等について翌月五日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。但し、経営を廃止した場合においては、その月の一日から廃止した日までの期間に係る申告書の提出は、廃止した日から三日以内とする。

一 経営者の住所及び氏名又は名称
二 施設の種類

三 その月の一日における利用物件の数量 但し、二日以降において経営を開始した場合は、その日及びその日における数量

四 前号の利用物件の数量に増減があつた場合は、その日及びその日における増減後の数量

五 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

(娯楽施設利用税に係る不申告に関する過料)

第八十八条の五 第七十八条第五項に規定する施設の経営者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状に因り知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

第九十一条中「納税者」を「申告納付すべき納税者」に改める。

第九十三条第一項中「供給を受けるものであるときは、」の下に「知事の認めるものを除き、」を加える。

第九十四条中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

第九十八条の次に次の二条を加える。

(遊興飲食税に係る徴收猶予の申請)

第九十八条の二 法第二百二十二条の二第一項の規定による徴收猶予の申請をする特別徴收義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴收猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 特別徴收義務者の住所及び氏名又は名称

二 経営場所の種類、名称及び所在地

三 遊興、飲食、宿泊又はその他の利用行為の料金並びに遊興飲食税の全部又は一部を知事が定める納期限までに受取ることのできなかつた事由及びその金額

額

四 徴收猶予を受けようとする税額及び期間

五 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

(遊興飲食税の徴收不能額等の還付又は納入義務の免除の申請)

第九十八条の三 法第二百二十二条の三第一項に規定する徴收不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴收義務者は、第二十四号の二様式又は第二十四号の三様式の申請書に徴收不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

第九十九条の次に次の一条を加える。

2 自動車の売買があつた場合において売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、当該自動車は、売主及び買主の共有物とみなす。

第九十九条の次に次の一条を加える。

(自動車税の非課税)

第九十九条の二 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の一に該当するものに対しては、自動車税を課さない。

一 救急自動車

二 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

第一百十条第二号から第四号までを次のように改める。

二 トラック

営業用

最大積載量が一トン以下のもの

一 トンをこえ二トン以下のもの

二 トンをこえ三トン以下のもの

三 トンをこえ四トン以下のもの

四 トンをこえ五トン以下のもの

五 トンをこえ六トン以下のもの

六 トンをこえ七トン以下のもの

七 トンをこえるもの

トレーラー(けん引車又は被けん引車をいう。以下本条中同じ。)

自家用

最大積載量が一トン以下のもの

一 トンをこえ二トン以下のもの

三 血液事業の用に供する自動車

四 救護資材の運搬の用に供する自動車

年額 六千円

年額 八千円

年額 一万円

年額 一万二千元

年額 一万四千元

年額 一万六千五百円

年額 一万九千元

年額 二万二千元

年額 一万一千五百円

年額 七千円

年額 九千円

三 バ ス

トレラー	二トンをこえ三トン以下のもの	年額 一万一千円
"	三トンをこえ四トン以下のもの	年額 一万三千元
"	四トンをこえ五トン以下のもの	年額 一万五千元
"	五トンをこえ六トン以下のもの	年額 一万七千五百円
"	六トンをこえ七トン以下のもの	年額 二万円
"	七トンをこえるもの	年額 二万三千元
トレラー		年額 一万二千五百円

主として観光貸切用のもの

乗車定員が三十人以下のもの

"	三十人をこえ四十人以下のもの	年額 二万円
"	四十人をこえ五十人以下のもの	年額 二万五千元
"	五十人をこえ六十人以下のもの	年額 三万円
"	六十人をこえるもの	年額 三万五千元
トレラー		年額 四万円
その他		年額 二万八千元
乗車定員が二十人以下のもの		年額 一万円
"	二十人をこえ三十人以下のもの	年額 一万二千元

四 特殊用途自動車

霊柩車

その他

"	三十人をこえ四十人以下のもの	年額 一万四千元
"	四十人をこえ五十人以下のもの	年額 一万六千五百円
"	五十人をこえ六十人以下のもの	年額 一万九千元
"	六十人をこえるもの	年額 二万二千元
トレラー		年額 一万八千元
特殊用途自動車		年額 一万四千六百円

普通自動車に属するもの

四輪以上の小型自動車に属するもの

三輪の小型自動車に属するもの

第百十六条を次のように改める。

(自動車税の課税免除)

第百十六条 次の各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。

- 一 商品であつて使用しない自動車
- 二 消防専用自動車及び救急専用自動車
- 三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第

(自動車税の減免)

第百十六条の二 知事は、天災その他特別の事情がある場合においては、自動車税を減免することができる。公益のために直接専用すると認める自動車に対しても

第百十六条の二 知事は、天災その他特別の事情がある場合においては、自動車税を減免することができる。公益のために直接専用すると認める自動車に対しても

同様とする。

2 前項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては、納期限前七日までに、その他のものにあつては事由の発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 年度、期別及び税額

二 第百十四条第一号から第七号までに掲げる事項

三 減免を受けようとする事由

3 第一項の規定によつて自動車税の減免を受けた者は、その事由が止んだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第百三十五条の次に次のように加える。

第三章 目 的 税

第一節 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第百三十六条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取(特約業者の元売業者からの引取及び

元売業者の他の元売業者又は特約業者からの引取を除く。)に対し、容量を課税標準として、その引取を行う者に課する。

(軽油引取税のみなす課税)

第百三十七条 軽油引取税は、前条に規定する場合の外、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費又は譲渡に対し、当該消費又は譲渡を同条の引取と、当該消費又は譲渡をする者を同条の引取を行う者とみなし、容量を課税標準として、それぞれ当該消費又は譲渡をする者に課する。

一 特約業者が元売業者からの引取に係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 第百三十九条各号に掲げる軽油の引取を行つた者が他の者に当該引取に係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第百三十九条各号に掲げる軽油の引取を行つた者

が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため当該引取に係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を輸入して当該輸入に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

(軽油引取税の課税免除)

第百三十八条 次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第百四十三条第三項の規定による知事の承認があつた場合に限り軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取で本邦からの輸出として行われたもの

二 特約業者からの引取で当該特約業者が他の特約業者から引取を行つた軽油に係るもの

三 前各号に掲げるものの外、すでに引取について軽

油引取税を課された軽油に係る引取

第百三十九条 次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第百四十七条第四項の規定による免税証の交付があつた場合及び第百五十一条第二項の規定による知事の承認があつた場合又は法第七百条の二十二第四項又は第五項の規定による他の道府県知事の承認があつた場合に限り軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が船舶の主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

二 海上保安庁が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の光源用に供する軽油の引取

三 日本国有鉄道、地方鉄道事業又は軌道事業を営む者が鉄道用車両又は軌道用車両の主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

四 林業を営む者が伐採した素材を搬出するため設けられた鉄道において使用する車両の主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

五 鉱物の掘採事業を営む者が掘採した鉱物を搬出するため設けられた鉄道において使用する車両の主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

六 製鉄業、製鋼業、製鋼圧延業及び電力供給業を営む者が、燃料、原材料及び製品を運搬するため日本国有鉄道の路線と接続して設けられた鉄道において使用する車両の主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

七 農業を営む者が次に掲げる機械の動力源に供する軽油の引取

イ 耕うん、整地、除草、中耕又は收穫の用に供する動力耕うん機、ガーデントラクタその他の耕作用トラクタで主として主要農作物(米麦、甘しよ、馬鈴しよ及び雑穀をいう。以下同じ。)の生産の用に供するもの

ロ 栽培管理の用に供する動力噴霧器及びかんがい排水機で主として主要農作物の生産の用に供するもの

ハ 脱穀調整の用に供する脱穀機、もみすり機及び麦すり機

ニ わら加工の用に供するわら打機、なわな機及びびむしろ織機

ホ 養畜の用に供する飼料裁断機、飼料粉碎機及び飼料混合機

ハ 林業を営む者が立木の伐採及びその伐採した場所における素材の裁断の用に供する移動式簡易製材機の動力源に供する軽油の引取

九 陶磁器製造業を営む者が陶磁器の製造工程における焼成の用途に供する軽油の引取

十 製鋼業を営む者が製鋼工程における連続式鋳造鋼片製造装置の用途に供する軽油の引取

十一 製鋼圧延業を営む者が鋼管製造工程における連続式鍛よう接鋼管製造設備の用途に供する軽油の引取

十二 電力供給事業を営む者が汽力発電装置の助燃(軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。)の用途並びに離島において発電を行う場

合及び農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)第二条第一項の農山漁村において発電を行う場合における内燃力発電装置の動力源に供する軽油の引取

十三 ガス供給業を営む者が増熱水性ガス発生装置の用途に供する軽油の引取

十四 鉱物の掘採事業を営む者がさく岩機及び動力付試験機の動力源に供する軽油の引取

(軽油引取税の税率)

第一百四十條 軽油引取税の税率は、軽油一キロリットルにつき、六千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第一百四十一條 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。但し、第三百三十七條の規定によつて軽油引取税を課する場合及び特別の必要があつて知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者)

第一百四十二條 軽油引取税の特別徴収義務者は、特約業

者又は元売業者とする。

2 知事において必要があると認める場合においては、前項に規定する者の外、軽油引取税の徴収に便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者の営業所(法第七百條の二第一項第四号に規定する営業所をいう。以下本節中同じ。)において直接管理する軽油の引取に対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

(軽油引取税の申告納入)

第一百四十三條 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月十五日までに、前月一日から同月末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額並びに第三百三十八條又は第三百三十九條の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取に係る軽油(以下「免税軽油」という。)の数量その他必要な事項を記載した総理府令で定める様式による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しな

ければならない。但し、営業所の営業を廃止した場合においては、その廃止した日から五日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべき軽油引取税について申告納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取に係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取に係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。この場合において課税標準量に一リットル未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てる。

3 第一項の場合において、免税軽油の数量については、免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して知事の承認を受けなければならない。

4 軽油引取税の特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を知事に提出

しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録)

第四百四十四条 第四百二十二条第一項の規定によつて特別徴収義務者となるべき者は、営業所の営業を開始する日前五日までに、同条第二項の規定によつて特別徴収義務者として指定された者は、知事が指定する期日までに、営業所ごとの特別徴収義務者としての登録をそれぞれ知事に申請しなければならない。登録した事項に変更を生じた場合においては、その日から五日以内にその変更事項を届け出なければならない。

2 前項の登録を申請する場合において提出すべき申請書(以下本節中「登録申請書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
二 営業所の名称及び所在地並びに営業所の代表者の氏名

三 仕入先業者の住所及び氏名又は名称

四 取扱石油製品の種類及びその貯蔵設備の概要

五 営業所の営業開始年月日

六 前各号に掲げるものの外、知事において必要があるとする事項

3 営業所の営業を継承した軽油引取税の特別徴収義務者が提出すべき登録申請書には、被継承者の連署を必要とする。

4 法第七百条の十二第二項の規定によつて交付する証票は 第三十一号様式による。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第四百四十五条 第四百四十一条但書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次の各号に定めるところによつて、当該各号に定める軽油引取税の課税標準量及び税額について第三十二号様式による申告書を知事に提出し、及びその税額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

一 第三百三十七条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月十五日までに、前月一日から同月末日までの期間における当該消費又は譲渡

に係る軽油引取税の課税標準量及び税額

二 第三百三十七条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から十五日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量及び税額

(軽油引取税に係る免税の手続)

第四百四十六条 第三百三十九条の各号に掲げる免税軽油使用者(以下「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に施行令第五十六条の七第一項の申請書を提出して免税軽油使用者証の交付を受けておかなければならない。この場合において、法第七百条の十五第一項但書の規定により免税証の交付を受けようとする者は、施行令第五十六条の九の届出書の写を知事に提出しなければならない。

2 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、第三百三十九条各号に掲げる機械、車両又は設備(以下「免税機械等」という。)について型式の変更、数量の増加その他の事由により、当該免税

軽油使用者証の記載事項に異動があつた場合においては、遅滞なく知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換を受けなければならない。免税機械等の滅失その他の事由により、免税軽油の引取を必要としなくなつた場合においては、遅滞なく当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第四百七条 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合においては、そのつど、前条の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第七百条の十五第一項の規定による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油数量は、十八リットルを下らないようにしなければならない。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取を行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第一項の申請

書に免税軽油使用者ごとに記名なつ、印した施行令第五十六条の八第三項の明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取を行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし、適当なものであると認めるときは、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取を行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取を行うものとする。但し、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取を行う必要が生じたことその他やむを得ない事由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取を行うことができる。

6 前項但書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取を行うときは、当該免税証に記名なつ、印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年

以内において知事が免税証に記入した期間とする。

8 前条第二項後段の規定は、免税証について準用する。

(施行令第五十六条の九の届出)

第四百八条 県内に免税軽油使用者の主たる事務所又は事業所が所在する場合において、当該免税軽油使用者が法第七百条の十五第一項但書の規定により他の道府県知事に免税証の交付を申請しようとするときは、施行令第五十六条の九の届出書を知事に提出しなければならない。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第四百九条 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第七百条の二十一第一項の規定によつて徴収猶予を申請する場合においては、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出するとともに申請に係る金額に相当する額として知事が認める額の担保を提供しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 申請者の営業所の名称及び所在地並びにその営業所の代表者の氏名

三 軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第四百四十三条の納期限までに受け取ることができなかった事由及びその受け取ることができなかった金額

四 提供する担保

五 徴収猶予を受けようとする税額及び期間

六 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

(軽油を返還した場合における措置)

第五百十条 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油の引取が行われた後販売契約の解除により、その引取に係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取に係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に次に掲げる事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称

二 営業所の名称及び所在地並びに営業所の代表者の氏名

三 当該販売契約による軽油の引取が行われた年月日及び引取に係る軽油の数量

四 販売契約の解除の事由及び解除のあつた年月日

五 返還に係る軽油の数量及び返還のあつた年月日

六 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第七百条の二十

二第一項の規定によつて、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の金額の還付を受けようとする場合においては、第三十三号様式の還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取を行つた後において当該引取に係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第百五十一条 免税軽油使用者は、免税証に記載された

数量を越える数量の軽油を第百三十九条各号に掲げる用途に使用した場合において、法第七百条の二十二第二項又は第五項の規定による知事の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書にその事実を証明するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 免税軽油使用者の住所及び氏名又は名称

二 免税軽油使用者が第百四十七条の規定によつて免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量

三 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量

四 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた事由

五 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

六 第四号に掲げる軽油の引渡を行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

七、免税証の交付を申請することができなかつた事由八 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合は、第三十四号様式による承認書を同項の免税軽油使用者に交付しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第七百条の二十二第四項又は第五項の規定によつて、軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の金額の還付を受けようとする場合においては、第三十三号様式の申請書に免税証を交付した道府県知事の承認書を添付して知事に提出しなければならない。

(帳簿記載義務)

第百五十二条 軽油引取税の特別徴収義務者は、その営業所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項をこれに記載し、当該帳簿の使用が終つた日から五年間これを保存しなければならない。

一 引渡を受けた軽油の数量及び引渡を受けた日並びに引渡を受けた相手方の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称

二 貯蔵している軽油の数量

三 引渡を行つた軽油の数量及び引渡の日

四 法第七百条の四第一項各号の規定に該当する譲渡又は消費の数量及びその年月日

五 引渡を行つた免税軽油の数量及びその引渡の年月日

六 受け取つた免税証の種類及び番号

七 軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造した場合における当該軽油の使用量及びその使用の年月日

八 その他軽油の貯蔵量に増減を生ずる原因となつた事項、数量及びその年月日

九 前各号に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第一号様式に次の様式を加える。

稅 庫

00736

式	領收証書	申告
口 添付 紙番 号	昭和公司 加人者 鳥取県 支金庫	
第 号	(納入) 住所 法人名	
昭和 年度		
(緑) 県税(項)普通税(目)		税
税 額	申告 金	円
税 率	申告 金	
延滞料 手数	重加算金	
延滞金	延加算金	
過少申告 加算金		
計		円
納期 限	昭和 年 月 日 限	
事業 年度	中間 決算 期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
金親収 庫便付 文局附 は鎖印	上記のとおり領収しました。	

備考 この様式は法人県民税及び法人事業税について使用すること。

(様式第一号の裏面)

(領收証の裏面に印刷)

注 意

(1) 延 滞 金
納期限後に県税を納付される場合税額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる)について一日三銭の割合をもつて税金の納期限の翌日から納付の日までの日数により計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。

(2) 督促手数料
督促状を差せられたときは税金及び延滞金と共に督促手数料十円を納付しなければなりません。

(3) 延滞加算金
督促状を差せられた者が督促状の指定期限までに税金を納付されない場合税額が百円以上るときは税金延滞金及び督促手数料の外に、税額百円(百円未満の端数は切り捨てる)について一日三銭の割合でその指定期限の翌日から税金を納付する日までの日数により計算した延滞加算金を加算して納付しなければなりません。

県 税

徴 税 令 書

第 号	昭和 年度
住所 市 町 大字	
納税者 氏名	
税 目	税 課税年度 昭和 年度
課税客体 課税標準 税率 税 額	円
期 別	税 額 納 期 限
第 期	円 昭和 年 月 日
第 期	昭和 年 月 日
計	
摘 要	

地方税法県税条例によつて上記のとおり賦課いたしましたから納期限までに必ず納税して下さい
納付場所 鳥取県金庫・鳥取県支金庫又は最寄の郵便局
昭和 年 月 日
鳥取県知事 氏 名 印

県 税

領 收 証 書

口 松江公 番 加入 鳥取県 支金庫	第 号	(納入) 市 町 大字
昭和 年度	住所 市 町 大字	
(徴) 県 税 (項) 普通税 (目) 税 額	万 千 百 十 円	期
延滞金		
督促手数料		
延滞加算金		
計		
納 期 限	昭和 年 月 日	

上記のとおり領収致しました
金庫又は郵便局 領収日付印

県 税

領收済通知書(正本)

口 松江公 番 加入 鳥取県 支金庫	第 号	(納入) 市 町 大字
昭和 年度	住所 市 町 大字	
(徴) 県 税 (項) 普通税 (目) 税 額	万 千 百 十 円	期
延滞金		
督促手数料		
延滞加算金		
計		
納 期 限	昭和 年 月 日	

上記のとおり領収済につき通知します
指定金庫又は郵便局名 金庫又は郵便局 領収日付印

第三号様式を次のように改める。

備考 (1) 年二期以上の納期に係る果税については二期分以降は徴税令書を除き四連式とする。
(2) 果金庫に納付するときは、二期分については領收済通知書(副本)を除き四連式とし、二期分以降の分については徴税令書及び領收済通知書(副本)を除き三連式とする。

領 收 済 通 知 書 (副 本)

口座 番号	松江公 番	加入 者	鳥取県	支金庫
第 号	(納人) 住所 昭和 年度 氏名	市 郡 町大字		
(数) 県	(項) 普通	(目) 税	期	
税	額	万 千 百 十 円		
延 滞 金				
督促手数料				
延滞加算金				
計				
納 期 限	昭 和	年	月	日
上記のとおり領収済につき通知します				
備 考	金庫又は郵便局	局 番 号	印	

収 込 票

口座 番号	松江公 番	加入 者	鳥取県	支金庫
第 号	(納人) 住所 昭和 年度 氏名	市 郡 町大字		
(数) 県	(項) 普通	(目) 税	期	
税	額	万 千 百 十 円		
延 滞 金				
督促手数料				
延滞加算金				
計				
納 期 限	昭 和	年	月	日
払い込むべき場所 鳥取県 支金庫 郵便局				
日	計	受 名	付 日	付 印
口	円	金 庫		

(第三号様式領収証書裏面記入事項)

注 意

1、課税の根拠 条鳥取県税条例第 条に

この県税は地方税法第 条により課税されたものであります。

2、違法又は錯誤に係る賦課等の救済 この県税の賦課について違法又は錯誤があると認め

る場合においては、この徴税令書を受けた日から(納期を分けた場合においては第一期の徴税令書を受けた日)三十日以内に異議の事由を記載した文書に徴税令書の写と証拠書類を添えて県税事務所長を経由して知事に異議の申立をすることができます。

3、納期限までに納付しなかつた場合の延滞金 この徴税令書の定めた納期限までに県税を納付されな

い場合には税額百円について一日三銭の割合で納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて計算した延滞金を同時に納付しなければなりません。

4、督促状の指定期限までに納付しなかつた場合の延滞加算金 この税金が納期限までに納付せられないために督促状を受けられた納税者が督促状の指定期限までに納付せられない場合には督促状の指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて税額百円につき一日三銭の割合で計算した延滞加算金を延滞金の外に徴収されます。

第二十三号様式中「課税標準額」を「課税標準額(量)」に改める。

法人 事業税 更正 通知書				
第	号	所在地		
自昭和 至昭和	年 月 日 年 月 日	事業年度分	法人 名	代表者 氏 名
区 分	課税標準額	税 額 等	摘 要	
更 正 (決 定) 総 額	円	円		
本県分割更正 (決定) 額				
既申告 (更正、決定) 額				
差 引 不 足 税 額				
過 少 申 告 加 算 金				
不 申 告 加 算 金				
重 加 算 金				

地方税法第 条及び第 条の規定によつて上記のとおり更正決定したので鳥取県税条例第五十五条の規定によつて通知しますから昭和 年 月 日までに必ず納付して下さい。

なお、不足税額については昭和 年 月 日から納付の日までの期間に応じて税額百円(百円未満切り捨てる。)につき一日三銭の割合で計算した延滞金額を加算して納付して下さい。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

第十五号様式を次のように改める。
第十五号様式第十四号様式を次のように改める。
第十四号様式

法人税割等の更正 (決定) 通知書				
第	号	所在地		
自昭和 至昭和	年 月 日 年 月 日	事業年度分	法人 名	代表者 氏 名
区 分	法 人 税 割 課税標準額	税 額	均 等 割 額	
更 正 (決 定) 総 額	円	円	円	
本県分割更正 (決定) 額				
既申告 (更正、決定) 額				
差 引 不 足 額				

地方税法第五十五条の規定によつて上記のとおり更正 (決定) したので鳥取県税条例第四十三条の規定によつて通知しますから昭和 年 月 日までに必ず納付して下さい。

なお、不足税額については昭和 年 月 日から納付の日までの期間に応じて不足税額百円(百円未満切り捨てる。)につき一日三銭の割合で計算した延滞金額を加算して納付して下さい。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

第二十四号様式の次に次の二様式を加える。
第二十四号の二様式

書 請 申 還 の 税 食 飲 興 遊

[illegible]

摘要

上記のとおり県税条例第九十八条の三の規定により申請します。

昭和 年 月 日

所住

住	所
氏名又は名称	

鳥取県知事 殿 氏



第二十四号の三様式

遊興飲食の納入免除申請書

[illegible]

摘要

上記のとおり県税条例第九十八条の三の規定により申請します。

田 月 年 和 昭

住所

氏名又は名称

鳥取県知事 殿 氏

第三十三号様式

軽油引取税 納入 除 申請書

申請金額

円

内	年	度	月	別	納入 年月日	法第700条の22の規定に該当する軽油の数量				同左の金額 税	同左による 額	摘	要
						第1項該当	第4項該当	第5項該当	計				
訳						立	立	立	立	円	円		

備考

上記のとおり県税条例第 条の規定によつて申請します。

昭和 年 月 日

申請者 住 所

氏名又は名称

鳥取県知事 氏 名 殿

⑩

第三十号様式の次に次の四様式を加える。

第三十一号様式

第 号

軽油引取税特別徴収義務者の証

鳥 取 県

備考 金属製として、全面は緑、文字は白を用いる。

第三十二号様式

昭和 年 月 日				納 付 月 日 及 び 場 所		昭和 年 月 日 金庫 (局)	
鳥取県知事 氏 名 殿				納税者の住所及び氏名又は名称			
				営業所の所在地及び名称			
				営業所の代表者氏名及び電話番号			
				(局 番)			
区 分		課 税 標 準 量		税 率		税 額	
条例第137条第1号の特約業者の消費軽油		立				円	
条例第137条第2号の元売業者の消費軽油							
条例第137条第5号のその他の者の消費又は譲渡軽油							
条例第137条第3号の免税軽油の他の者への譲渡に係る軽油							
条例第137条第4号の免税軽油の免税用途以外の消費軽油							
計						(イ)	
納期限後に申告納付する場合の延滞金の計算		納 期 限		昭和 年 月 日			
		納期限の翌日から納付の日までの日数 (ロ)				日	
		延 滞 金 額 (ハ)		(イ) × $\frac{3}{10,000} \times (ロ) =$		円	
申告納付額 (イ)+(ハ)						円	

第三十四号様式

軽油引取税納入免除承認書

免除軽油使用者		販売業者	
住所	氏名又は名称	住所	氏名又は名称
免除証に記載された軽油の数量		今回承認された軽油の数量	
上記の免除軽油使用者は、地方税法第 条第 項の規定に該当する者であることを承認する。			
昭和 年 月 日			
鳥 取 県 知 事 氏 名 印			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。但し、軽油引取税に関する部分（附則第五項及び第六項を除く。）は、昭和三十一年六月一日から施行する。

(新条例の適用区分)

2 この条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除く外、法人の県民税の均等割に関する部分にあつては昭和三十一年四月一日の属する事業年度分から、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの県民税の均等割に関する部分にあつては昭和三十一年度分から、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものの行う事業に対する事業税

又は管理人の定めのあるものの行う事業に対する事業税に關する部分にあつては昭和三十一年三月三十一日までに終了する事業年度から後の分、自動車税に關する部分にあつては昭和三十一年度分から適用する。（過誤納に係る徴収金の充当の規定の適用）

3 新条例第十八条第二項及び第三十七条の二の規定は、この条例の施行の日前の過納又は誤納に係る徴収金についても適用する。

4 新条例第九十八条の二及び第九十八条の三の規定は、この条例の施行の日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対して課すべき遊興飲食税から適用する。

5 新条例第四百四十二条の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の指定、新条例第四百四十四条の規定による特別徴収義務者の登録及び証票の交付、新条例第四百四十六條の規定による免税軽油使用者証及び新条例第四百七十七條の規定による免税証の交付は軽油引取税に關する部分の施行の日前においても行うことができる。

6 この条例施行の際、現に、特約業者又は元売業者として営業を行つてゐる者については、新条例第四百四十四條第一項中「営業所の営業を開始する日前五日まで

9 第七項の販売業者は、地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和三十一年政令第百六号）附則第六項の規定による徴收猶予の申請をする場合においては、第百四十九条の規定に準じて、申請書を昭和三十一年六月十五日までに知事に提出しなければならない。

第四條中「米子市、」の下に「境港市、」を加える。

發行所
鳥取縣
鳥取市東町
印刷所

鳥取縣
鳥取市東町
鳥取縣

鳥取縣
鳥取市東町
鳥取縣